

令和元年第9回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第3～5号）を除く

令和元年第9回教育委員会会議

1 日 時 令和元年5月16日（木） 13時30分～16時32分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
財務係長	田 畑	裕 紀
財務係員	土佐岡	潤
生涯学習推進課長	中 目	晃 嗣
生涯学習係長	小 柳	隆 億
生涯学習係員	田 渕	裕 貴
学校施設担当部長	永 本	宏
学校教育部長	相 沢	克 明
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
学事係長	茂 木	貴 徳
教育課程担当課長	佐 藤	圭 一
企画担当係長	鈴 木	圭 一
企画担当係長	皆 川	慎太郎
企画担当係長	森 岡	香 子
企画担当係長	神 林	裕 子
義務教育担当係長	山 下	敦 史
義務教育担当係長	船 着	千 世
義務教育担当係長	高 橋	健 一
義務教育担当係長	岩 田	悟
研修担当係長	牧 野	宜 英
研修担当係長	高 梨	美奈子
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
児童生徒担当係長	佐 野	恭 敏

児童生徒担当係長	道 佛	智 志
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員課長	榊 原	直 志
人事係長	根 尾	毅
サービス・人事制度担当係長	富 本	智 也
人事係員	城	彰 浩
人事係員	花 井	隼 人
中央図書館長	毛 利	泰 大
調整担当課長	砂 村	直 広
企画担当係長	岩井中	丈 智
スポーツ部長	山 田	一 八
企画事業課長	金 谷	泰 亨
庶務係長	角 谷	信 浩
庶務係員	富 田	祐 加
企画担当課長	山 崎	久 嗣
企画担当係長	寺 島	圭 介
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	松 平	健 次
書 記	田 中	将 太

4 傍聴者 2名

5 議 題

- 議案第1号 札幌市いじめ防止基本方針の改定案に関する意見について
- 議案第2号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について
- 議案第3号 札幌市教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について
- 議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第5号 札幌市スポーツ推進審議会委員の任命について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和元年第9回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いをいたします。

なお、池田官司委員より、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第3号及び第5号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第4号は人事に関する事項であります。教育委員会会議規則第14条第2号及び第3号の規定により公開しないこととしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号から第5号までは公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市いじめ防止基本方針の改定案に関する意見について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 札幌市いじめ防止基本方針の改定案に関する意見についてであります。

事務局からご説明をお願いします。

○児童生徒担当部長 児童生徒担当部長の長谷川です。

私から、議案第1号の札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定案に関する意見についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

1の改定の経緯についてであります。平成23年に大津市の中学生がいじめを苦に自殺した事案を受けまして、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、同年10月に国のいじめ防止基本方針が策定されました。

札幌市では、平成26年4月に施行された北海道いじめの防止等に関する条例なども踏まえまして、札幌市がいじめ防止基本方針を検討し、平成28年6月に本市のいじめ防止基本方針を決定いたしました。

その後、平成29年3月に国のいじめ防止基本方針が、平成30年2月には道の基本方針が改定されております。

札幌市の基本方針につきましては、本市の子どもの権利条例のほか、国の方針や道の条例等を参酌して策定することとしておりますので、国及び道の基本方

針の改定を受けまして、このたび本市の基本方針を改定することとしたところ
あります。

次に、2の改定の基本スタンスをご覧ください。

今回の改定は、国、道のいじめ防止基本方針の改定の趣旨を踏まえて修正す
ること、掲載データを最新のものに更新することの2点を基本スタンスとして改定
案を作成いたします。

改定案につきましては、お手元の資料2の改定案のとおりとなっております。

また、改定した箇所につきましては、お手元の資料3の改定案見え消し版をご
覧いただくと確認することができるようになっております。

それでは、続きまして、資料1の3の主な改定点をご覧ください。

改定のポイントについては、丸のついた見出しにありますいじめの認知、学校
いじめ防止基本方針などの各項目について修正を図ります。それぞれの項目に
括弧で国・道と記載しているものは、国及び道の基本方針の改定内容を受けて修
正を加えた内容となります。

また、括弧で市独自と示している部分は、近年の本市のいじめ問題への取り組
みや平成29年に作成されました札幌市立中学校における重大事態調査報告書の
提言内容等を踏まえて、本市として独自に加えた内容となっております。

なお、括弧の後ろに記載しているページは、資料3の改定案見え消し版に掲載
されている箇所を示しております。

それでは、市独自と記載している部分について、少し詳しくご説明させていた
だきます。

初めに、一つ目の丸のいじめの認知のポツの二つ目についてであります。資
料3の見え消し版の8ページをあわせてご覧いただければと思います。

8ページ一番下のエのいじめの認知件数がゼロ件の場合の箇所となります。

今回、年間を通して学校が認知したいじめの件数がゼロ件の場合には、児童生
徒の状況やアンケート結果等をより丁寧に見取るなどにより、いじめの認知漏
れがないか、改めて確認するという内容を加えます。

いじめ防止対策推進法の制定により、いじめの定義が、被害を受けた児童等が
心身の苦痛を感じているものといういじめられた児童生徒の立場に立ったもの
に変更されたことに鑑みますと、ほぼ全ての学校において、いじめがあるものと
想定されます。国においても、学校として積極的にいじめを認知することを求め
ております。

こうした現状を踏まえますと、認知件数がゼロ件という学校は、本当にいじめ
の認知漏れがないのか、より積極的に丁寧に見取ることが重要だと考え、加えた
ものであります。

次に、学校いじめ防止基本方針の二つ目のポツについて説明いたします。

資料3の見え消し版では13ページとなりますので、あわせてご覧ください。

13ページの下に表の形式で示しております各学校における重点的な取り組みの例の中に、いじめに向かわない態度の育成として、児童会・生徒会活動において、いじめ防止の標語を募集するなど、いじめを許さない環境づくりに向けた取り組みを行うことを記載いたしました。

これは、先ほどお話しいたしました本市の重大事態調査報告書において、いじめに対する抵抗力の強い組織づくりの重要性について提言いただいたことを受けたものであります。子どもがいじめに向かわない態度を育成するためには、学校内や教室内において子ども同士が互いに相手を承認し合う集団をつくること、子どもたち自身がいじめの防止に向けて主体的に取り組むことが重要であると考え、加えたものであります。

次に、資料1の裏面に参りまして、学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有の三つ目のポツについて説明いたします。

資料3の見え消し版では、15ページとなりますのでご覧ください。

下から二つ目の丸といたしまして、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うため、学校は組織の存在及びその活動内容について、児童生徒及び保護者に対して具体的に説明するとの記載を加えております。

これは、先ほどの重大事態報告書におきまして、学校におけるいじめ防止等の対策組織の具体的な活動として、いじめの相談・通報の窓口となることが期待されると提言いただいたことを受けたものであります。既に全ての学校においていじめ防止対策組織を設置しておりますが、組織について具体的に周知を図ることにより、いじめの相談・通報の窓口としての機能を高められるよう追加したものであります。

最後に、いじめの未然防止・早期発見の三つ目のポツについて、これは、資料3の見え消し版の14ページと18ページに記載しておりますが、先に18ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

18ページの真ん中より少し下になりますが、(2)いじめアンケートや教育相談の計画的な推進というところに、全学校が取り組む悩みやいじめに関するアンケート調査のほか、記載者の匿名性を守る無記名アンケートなどの学校独自のアンケートなどの実施について追加いたしました。

これにつきましても、重大事態報告書のいじめの調査の提言の中で、記載者の匿名性をも守りながらも、いじめられている児童生徒の名前を第三者として記入できる欄を設けるなどの書式が示されており、本人が受けているいじめを問うだけでなく、友達がいじめられている可能性についても客観的に把握することが重要と考えて追記したものであります。

そのため、資料3の見え消し版の14ページの一番上になりますけれども、この

部分でも重点的な取り組みの例として示し、全学校においていじめ等の状況を一層丁寧に把握できるようにしたいと考えております。

最後に、資料1の裏面の4の改定までのスケジュールをご覧ください。

本日、皆様方からいただきましたご意見を踏まえましてこの改定案を精査いたしまして、子ども未来局との合議の上で起案し、市長決裁を得て5月末を目途に改定したいと考えております。

私からの説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。

○道尻委員 資料2の8ページのところです。

資料3と比較すると、少し文章を変えられている部分があります。上の(5)に学校教育以外の場における取組の推進ということで、ア、イと二つありまして、思いやりや命を大切にすることを育むとか、イの他者を理解し、助け合う心を育むという取り組み、まさにこういったところから取り組んでいって、いじめのない学校生活が実現できるようにということは大切だと感じております。

その中のイの部分ですけれども、他者を理解して助け合う心を育むというところで、外国の人など異なる文化を持つ人と、あとは障がいのある人というふうに挙がっており、それぞれ大切なことだと思うのですが、より身近なところで言えば、自分より年齢が小さい人、弱い人、まだ自分より体格とか成長の段階として劣っている人、あるいは、高齢者のように、身体的な能力が徐々に若いころほどは動けなくなっているような方々との触れ合いもここで言う取り組みの対象として意味のあることだと思いますし、ここに挙がっているものからすれば、より身近で日常的なものなのではないかと思いました。

ほかの項目でそういったところも踏まえられているのかもしれませんが、学年が小さいお子さんとの触れ合いなどということになると、他の学校との交流、あるいは、高齢者とか社会の中のいろいろな方との触れ合いということであると、学校施設の複合化とか、札幌市が現在いろいろ取り組んでいる取り組みにもつながってくるところだと思いますので、そのところに少し留意していただいてもよいのかなと感じました。

あとは、文章表現の問題としてちょっと気になった点は、資料2の16ページですけれども、(4)の中のイの一つ目の丸のところで、「言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する」なのかなと思いました。

また、同じページのエのところの一つ目の丸ですが、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解するとなっているこの文章については、明らかにおかしくはないかもしれないのですけれども、後半のところのこの教職員が受けた不安感等の文章が、位置づけとして本当に必要なかどうか、ちょっと検討いただきたいと思います。

以上です。

○児童生徒担当部長 ありがとうございます。

後半の文章のところは、恐らくミスだと思いますので、見直して確認したいと思います。

それから、前半の年少者や高齢者、その他のものにつきましては、これは本市の人権教育の部分でも性別、年齢、民族、外国人、また、障がいのあるないといった人権教育のところでも触れておりますので、そこをちょっと精査しまして、追記できるかどうか検討させていただきたいと思います。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

○阿部委員 資料3のところは何点か確認などがあります。

まず、4ページ目の赤字のところです。

年齢とともに誰にも相談しない割合が高まっており、ということで、例えば、小学生よりも中学生、高校生になるにつれて相談をしないという状況のお子さんたちに、相談することが大事なのだという重要性を伝えていくことが大切であるということで締めくくられています。

もちろん相談することは大切ではあると思うのですが、それぞれの年齢に合わせた相談方法、それが窓口なのかどうかはわかりかねますが、そういった検証も少し必要になってくると感じました。その辺でもし何かお考えがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思いますというのがまず1点です。

その次に、14ページのところです。

2番の学校いじめ対策組織の設置というところですが、具体的にどんなときに運営されるのかというところをもう少しみ砕いて教えていただきたいと思います。

最後に、18ページ目のいじめアンケートの実施というところです。

もちろん、お子さんが書きやすいように匿名性を守るのは非常に大事な要素ではあったにしても、早急なフォローアップが必要だと思うのですが、当該児童をどのようにしてこの子なのだとして特定していくかというところについて、あ

る程度の運用スキームがあると思うので、そのあたりを教えていただきたいと思います。

それから、単純に私の周りの保護者の方からよく聞く話で、何度かお話もさせていただいているのですけれども、アンケートがあるのはもうほぼ保護者の方にはある程度伝わっていて、それを書いて学校に持っていく、それで、持っていった後に、もしその後に例えば面談で特定の子が呼ばれたりすると、あの子はきっとアンケートに自分がいじめられていると書いたのではないかというのが周りのお子さんたちに知られてしまうことが嫌だから、逆に書きたくないというお子さんの声が私のほうに少し上がってきています。

そのあたりについて、無記名というのはもちろん必要ですが、もうちょっと踏み込んだアンケート調査ももしかしたら必要だったりするという懸念点もありましたので、その3点についてお伺いできればと思いました。

○児童生徒担当部長 1点目は、4ページのところの誰にも相談しない割合が高まっているので相談窓口もというところですが、これは、スクールカウンセラーの配置を、特に今、小学校のほうで時数の増加等をしていることと、いじめについては、24時間の電話相談を教育委員会としても設置しております。

また、今、SNS相談というものが世の中で取り上げられておりますが、こちらについては、子どもの権利の観点から、子ども未来局のアシストセンターでSNS相談をやっておりまして、その取り組みについては教育委員会としても協力を一緒にさせていただいております。

このように、さまざまな電話やメールや、または、もちろん学校の教育相談体制の充実など、複数のチャンネルの窓口を充実させていくという観点では、研修会などを通して各学校に働きかけをしているところであります。それでも、まだまだ足りないと思いますので、それについては充実をさらに図っていききたいと思います。

それから、2点目の学校のいじめ対策組織の機能についてです。

これは、その下の構成員のところにはスクールソーシャルワーカーや弁護士というようなものを入れてありますけれども、常にこういう外部の方たちが入って会議等をしているわけではなく、重大事態等の大きなことが起きたときに、こういう第三者の方たちに入っていただくということです。基本的には、全ての学校にこの対策組織を位置づけまして、通常は、学校のスクールカウンセラーが入るなどして、いじめの学校の方針を策定するときとか、年間のいじめについてのさまざまな企画を検討するときに、その組織が働いているというのが学校の実態となっております。

それから、3点目の18ページのいじめのアンケートについてです。

ここで言う全学校が取り組む悩みやいじめに関するアンケート調査というのは、11月に教育委員会から全ての学校に連絡して送ってやっていただいているのですが、これは記名式になっています。そして、子どもが各家庭に帰って記名をして、封筒に入れて、次の日に担任に提出することになっておりまして、子どもたちが提出するときに、いじめられているというふうに丸をつけているとか、そういうことがわからないようにという配慮をして毎年行っております。

基本的には、そこにいじめられていると書いたお子さんについては、すぐ全部確認をして対応しているわけですがけれども、そこについても、先ほどお話があったように、子どもたちが呼ばれたら、いじめられていると言っているのではないとか、誰かがいじめられていて告げ口をしているのではないかなどと思われるというさまざまな不安があることは学校も押さえておりますので、できるだけそういうことにならないように配慮をしています。

また、匿名のアンケート、無記名アンケートのほうですけれども、各学校で記名のもので無記名のもので場合によっては検討してほしいということで今回追記しました。

一つは、無記名によって子どもたちが自由に書くことで、全体のいじめの傾向分析が記名のときよりもさらに詳しくできるのではないかとというのが理由です。

もう一つは、先ほどこの説明で申し上げましたように、匿名なのだけれども、友達でいじめられている人はいませんか、いたら名前を書いてくださいというふうに書くことによって、書いた人は誰かわからないですが、そこに名前が挙がってきた子どもについて、実はいじめられているのを見たという情報があるのだけれども、いじめられていないかと確認することで、自分では言い出せないけれども、ほかの子どもからの情報を把握できるという効果もあるということです。

それから、もう一つ、子どもたちが呼ばれたときに、特定されるのが不安だということがありました。多くの学校では、教育相談週間を設けておりまして、全ての子どもたちに学期に1回ぐらいは面談する機会を設けております。そのときに合わせてこうしたアンケートを実施しまして、全部の子どもたちが担任の先生と相談する、その中でこの間のアンケートでこう書いていたけれどもという形で確認するなどしています。そうすると、いじめられたと書いた子だけが呼ばれるのではなくて、全員が面談しているというようなことで、そういう配慮をさまざま学校でやっております。

○阿部委員 はい、わかりました。

最初の質問のところで、電話相談を24時間やられているということと、SNSの相談もやられているということで、いろいろな相談窓口があることがわかった

のですけれども、より一層、児童の皆さんにそれがうまく伝えられるように、そういったこともやられていると思うのですが、さらに広報ができるような形をとっていただけるとよいと思いました。

二つ目の組織の設置につきましては、学校に通っている児童生徒や親の方に、こういうものが設置されていますということは広く公開されているものなのか。それとも、クローズでされているのですか。何かあったときに委員会としてはこういう活動をしますというのは、方針として、クローズでされているのか、オープン的なのかというのはどうでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 学校のいじめ基本方針につきましては、全て学校のホームページに載せていただいていますので、ホームページで基本方針を見ていただくと、その基本方針の中に必ずこのいじめ対策組織の設置のことが書いてあるという仕組みになっています。

○**阿部委員** それを児童の皆さんや生徒の皆さんや保護者の皆さんにできるだけ知ってもらうことによって一つの抑止効果にもつながると思うので、ホームページに掲載していただいているということですのでけれども、あとちょっと、一步踏み込んだ広報展開をしていただけるとよいかなと思いました。

○**長谷川教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**佐藤委員** では、関連しますので、今、阿部委員が最後におっしゃったことを私も同じように考えておりました、資料3の14ページの(4)の保護者や地域への説明というところですのでけれども、いじめ防止基本方針、それから、いじめの定義等、入学時にこれまでも児童生徒、保護者の皆さんに説明されてきたと思うのですが、これは、ぜひ全校で実施していただきたいと思っております。

それから、8ページのイの三つ目の丸の出前講座等の実施を通してというところがありますけれども、いじめの定義として、どういうものがいじめに当たるのか。今回、けんかの件についても、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合について注視していくということが加えられたりしておりますので、どこからどこまでの範囲がいじめ、あるいは、疑いというところに入るのか。それから、先ほども申し上げたように、この基本方針を保護者の方にわかりやすく伝える機会があるというのは非常によいことだと思っています。

ここで質問ですけれども、出前講座等の実施というのは、規模的にはどういう形で、校数とか頻度とか、既にお考えになられていることがあれば教えていただ

きたいと思います。

○**児童生徒担当部長** 14ページですが、保護者や地域への説明というところは、先ほど説明いたしましたように、いじめ対策の組織ということで広く窓口として機能するように書き加えたものの一つと捉えていただければと思います。

それから、8ページの出前講座ですけれども、いろいろな出前講座を本市で行っておりますので、各PTAや地域からのご要望に応じてこれまでもやってきました。今まで比較的多かったのは、いじめの中でもインターネット上のいじめのことで、インターネットトラブルの出前講座についてが多かったのですが、これについては、今、さまざまな業者がありますので、うちのネットパトロールの業者とか、LINEの業者もやっておりますし、NTTドコモとか、キャリアの系列の会社もやっております。

それに加えて、今、いじめの定義などについては、今後、要望があれば、指導主事の派遣なども考えております。

件数については、これから検討させていただきたいと思っています。

○**佐藤委員** わかりました。

もちろんのことで、これまでも各校で取り組まれていると思うのですがけれども、児童生徒、子どもたちのほうにも道德の授業などでいじめの定義や具体的な様態をしっかりと伝えていっていただければと思います。

以上です。

○**石井委員** 2点あるのですけれども、ちょっと細かいところで資料2の6ページの(2)のイの部分です。脚注のところの数字が大きくなっているので、ここは誤字なのかなと思っています。ピア・サポートのところや自己肯定感のところなども、ちょっと数字が大きくなっているので、修正していただきたいなと思いました。

もう一点は質問ですけれども、今回、この基本的な方針が改定になって、この改定案というのは、恐らく各学校にも配付されるのだと思うのですが、例えば、保育園とか幼稚園などにも配付されるのかどうか少し気になりましたので、教えていただけたらと思います。

○**児童生徒担当部長** これは、基本的には札幌の市立学校用に策定しておりますので、小・中学校、高校には配付しておりますけれども、幼稚園、保育園には配付はしていません。

○石井委員 私は、保育園とか幼稚園にもぜひ配付していただいて、幼稚園とか保育園の先生たちにも目を通していただきたいと思っています。

というのは、子育てをしていて、最近、保育園とか幼稚園でもいじめにつながるようなことが結構あるというふうに話題になっています。幼児期の子どもにいじめという言葉を使うのが適切なかどうか、ちょっと難しいのですけれども、今回改定されて、思いやりの心だったり、命を大切にすることを育む取り組みというものを書かれています。

そういった心を育む取り組みというのは、やはり、幼児期から始まっていますし、特に、幼児期からよりよい人間関係をつくっていくような取り組みは非常に大切なことでして、人格形成をするときに一番重要な時期とも言われているので、幼稚園とか保育園の先生にも目を通していただいて、就学したときに、子どもが成長したときにいじめにつながらないような取り組みを考えていただきたいと思います。

恐らく、いじめが起きたときというのは、当人たちだけではなくて、傍観者だったり観衆がいて起こることでもあるので、そういった子どもたちを将来観衆や傍観者にさせないような取り組みをぜひ札幌市では幼児期から取り組んでいただきたいと思っています。ぜひ保育園とか幼稚園の先生たちにも目を通していただきたいと思いました。

○児童生徒担当部長 まず、小・中学校と高校につきましては、今、この札幌市の改定案が決まりましたら配りまして、これを参酌して各学校の基本方針をまた見直していただく予定になっております。

幼稚園と保育園につきましては、まさに昨年度、保育指針と幼稚園教育要領が新しくなりました、育みたい10の姿が共有化されましたけれども、その中に思いやりの心ですとか、道徳性や規範意識のことも入っていますので、後ほど、札幌市幼児教育センターとも相談して、関係団体と活用できないかということで相談してみたいと思います。

○石井委員 よろしくをお願いします。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、何点か修正、修文するところがありましたので、それについては訂正していただくことと、先ほどの年齢の違いのところについても

修正を加えていただければと思います。

その上で、今回の提案のとおりということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号につきましては、修正するところはありませんけれども、提案どおりということで決定させていただきたいと思います。

【議 事】

◎議案第2号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号です。

札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問についてです。

事務局からの説明に入ります前に、教科書採択の任を負っている私たちは、札幌市の教科書採択の公正・中立性をしっかりと確保しなければなりませんので、委員の皆様改めて確認をさせていただきたいことがあります。

委員の皆様の3親等以内のご親族に、教科用図書発行会社に勤務されている方がいらっしゃるということ、及び特定の組織や団体あるいは会社等から、働きかけや影響力の行使、また、圧力等はないということによろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 ただいま、皆様方から、3親等以内のご親族に教科用図書発行会社に勤務されている方がいないこと、そして、影響力の行使や圧力等はなかったということをご回答いただきましたので、教育委員会による審議は、教科書採択の公正・中立性を確保し得るものと判断いたします。

それでは、議案第2号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問についての審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 学校教育部長の相沢です。

私から、議案第2号の札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問についてご説明をいたします。

札幌市では、教科書の選定を公正に行うため、条例に基づく附属機関であります「札幌市教科用図書選定審議会」を設定しており、教育委員会の諮問により調査研究を行っております。

本年度は、令和2年度に使用する小学校用、高等学校・中等教育学校用、特別

支援教育用の教科書の採択替えを行う必要がありますので、審議会でこれらの教科書の調査研究を行っていただき、教育委員会に答申をいただくこととしています。

本案は、教科書採択を行うのに必要な各教科書の調査研究を審議会に対して諮問することについてお諮りするものであります。

本題に入ります前に、まずは本年度に行う教科書採択について簡単にご説明いたします。

教科書の採択は、小学校用、中学校用、高等学校用、特別支援教育用の4種類に大別できます。

なお、中等教育学校前期課程は中学校、後期課程は高等学校にそれぞれ含まれます。

このうち、小学校と中学校は原則4年ごと、高校と特別支援は原則毎年、採択替えを行っております。

小学校については、前は平成26年度に採択替えを行いましたので、本来であれば、昨年度、平成30年度が採択替えを行う年でありましたが、小学校では、来年度、令和2年度から新学習指導要領が全面実施されることに伴い、今年度、改めて採択替えとなることから、昨年度は新たな教科書がどの発行者からも発行されませんでした。このため、昨年度は採択替えを行わず、引き続き、同じ教科書を1年延長し、使用することを教育委員会会議でも承認をいただいたところであります。

また、中学校については、前回、平成27年度に採択替えを行い、本来は今年度が採択替えの年度ですが、1年おくれで小学校と同じ状況となっており、再来年度、令和3年度から新学習指導要領が全面実施されますことから、新たに検定に合格した教科書がなかったため、今年度は採択替えを実施せず、現行と同じ教科書を引き続き来年度1年間延長して使用することとしたいと考えております。

これらを踏まえまして、今年度の教科書採択については、小学校用の教科書は、全ての教科で採択替えを行い、中学校用の教科書は、現在使用しているものと同じものを引き続き採択し、今年度は採択替えを行わないことといたします。また、高等学校用及び特別支援教育用の教科書については、例年どおり採択替えを行うことといたします。

続いて、「調査研究の基本方針」についてご説明をいたします。

こちらは、教育委員会が、選定審議会に対し、それぞれの教科用図書について調査研究の方法や観点を示したものであります。

まず、「小学校」のインデックスのページをご覧ください。

小学校用教科用図書の調査研究の方法についてご説明いたします。

1にありますとおり、北海道教育委員会から示されております「令和2年度か

ら使用する小学校用教科用図書の採択基準」、これは、教科用図書選定審議会の設置、あるいは、その委員構成等について定められたものでありますが、これに基づき、発行者から送付される全ての教科書見本についての調査研究を行うこととなります。

調査研究に当たっては、発行者が作成する「教科書編集趣意書」及び北海道教育委員会が作成する「令和2年度から使用する小学校用教科用図書採択参考資料」を参考として行ってまいります。

次に、2の「調査研究の観点」のAをご覧ください。

調査研究においては、法令により、都道府県教育委員会が各採択権者に助言を行うこととされていることを踏まえ、札幌市においても北海道教育委員会が作成する「採択参考資料を基礎資料とすること」としております。

また、教育委員会として独自に調査研究を行う必要があることから、札幌市の地域性や札幌市の子どもの実態を踏まえ、札幌市教育振興基本計画等に基づき、次のページの「札幌市として設定する調査研究項目」を設定することとしております。

なお、「調査研究項目」の教科ごとの具体的内容につきましては、後ほど詳細を説明させていただきます。

次に、高等学校用及び特別支援教育用教科用図書、それぞれについての「調査研究の基本方針」についてご説明させていただきます。

まず、議案の「高等学校」のインデックスのページをご覧ください。

「令和2年度に使用する高等学校用、中等教育学校後期課程用教科用図書の調査研究の基本方針」であります。高等学校用、中等教育学校後期課程用については、1の「調査研究の方法」にあるとおり、各学校から出される学校ごとの使用希望教科用図書等について、2にあります「調査研究の観点」により調査研究を行っていただくものであります。

次に、「特別支援」のインデックスのページをご覧ください。

「令和2年度に使用する特別支援教育用教科用図書の調査研究の基本方針」であります。特別支援教育用については、1の「調査研究の方法」のとおり、北海道教育委員会から示される採択基準に基づきまして、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の対象となっている一般図書について、2にあります「調査研究の観点」により調査研究を行っていただくものであります。

加えて、種目によって、「一般図書採択参考資料」の対象となっていない一般図書についても、教科用図書の候補となるものがある場合は、調査研究を行うこととしております。

なお、特別支援学校や特別支援学級における教科用図書の採択については、参考資料を用いて詳しく説明をさせていただきます。

次のページをご覧ください。

特別支援学校及び特別支援学級においても、①のように、文部科学省検定済教科用図書の中から札幌市が採択したものを使用することがまず基本となります。

しかし、特別支援学校や特別支援学級においては、児童生徒の障がいの状況等に応じて、例えば、各教科の目標や内容を下の学年のものにかえるなど、特別な教育課程を編成することが可能であることから、②のように、児童生徒一人一人の状況に応じて、札幌市が採択した教科用図書の中から下の学年のものを使用することができます。

また、下の学年のものの中で適当なものがない場合には、③のように、文部科学省が障がいのある児童生徒用に著作した文部科学省著作教科用図書があり、その中から使用することもできます。

さらに、④に記載しておりますとおり、この①から③までの中で適当なものがない場合には、各教科の内容と関連が深い絵本などのいわゆる一般図書、これを教科用図書として使用できることが学校教育法附則第9条に規定されております。

この一般図書の採択に当たりましては、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の中から採択することが望ましい旨、例年、道教委のほうの採択基準に示されておりますが、札幌市においては、加えて、平成23年度の採択から、より幅広く教科用図書を選定できるよう、「一般図書採択参考資料」の対象ではない一般図書の中からも選定審議会委員の中から推薦を受け、調査研究の対象として採択をしているところであります。

それでは、続きまして、小学校用の教科書に係る内容に戻らせていただきます。そして、「札幌市として設定する調査研究項目」についてご説明いたします。

資料は戻りますが、議案の「小学校」のインデックスのページをご覧ください。

2の「調査研究の観点」におけるAとBについて、順にご説明をいたします。まず、Aにおいて、基礎資料としております北海道教育委員会から送付される「採択参考資料」の内容についてです。

この「採択参考資料」につきましては、平成29年の様式を参考としてご説明をいたします。いろいろ言って恐縮ですが、別にお配りしておりますこちら、右上に、「別添 平成29年度採択参考資料（小学校）一部抜粋」と記載されている資料をご覧ください。

これは、「特別の教科 道徳」の例であります。各教科とも、ここにあるとおり様式1、様式2、様式3、様式4及び別記により構成されております。

様式1には、「学習指導要領」に示されている教科の目標等が記載されており、様式2には、「取扱内容」「内容の構成・排列、分量等」それから「使用上の配慮等」などの各教科書の特徴が、「調査研究の観点」に基づき、文章で記述されております。それから、様式3には、数値データを示す調査項目とその主な理由が記述されており、様式4には、その数値データが示されております。これに加えて、別記では、その数値データの根拠として示すことのできる教材の具体的内容が記載をされております。

このように、この「採択参考資料」というのは各教科書の特徴について調査研究した結果が取りまとめられた資料になり、札幌市の調査研究及び採択に当たって基礎資料となるということから、そのようなものにさせていただくということとなります。

それでは、またもとに戻りまして、Bですが、Bにおいて設定をいたします別紙「札幌市として設定する調査研究項目」についてであります。

これにつきましては、平成26年度から推進しております「札幌市教育振興基本計画」における札幌市の教育方針、さらに、新しい学習指導要領、それから「全国学力・学習状況調査」における教科の調査結果等からわかる札幌の子どもの実態を踏まえまして、各教科で力を入れるべき学習活動を展開する観点から調査研究項目を設定しております。

調査研究項目の基本的な枠組みについて、国語を例にとりましてご説明をいたします。

議案の「小学校」のインデックスの次のページ、横になりますが、1ページをご覧ください。

表の左側には、「調査研究項目」及び「設定の理由」を示しており、1は「共通項目」、2以降は「教科別項目」となっております。

なお、説明の中では、各自お持ちいただいております「札幌市教育振興基本計画」、冊子ですが、「後期アクションプラン」、これをこの説明の中では「後期計画」という形で省略して適宜述べさせていただきます。

なお、この「後期計画」の28ページには施策の体系がありますので、適宜ご覧をいただければと思います。

それでは、「共通項目」ですが、この「共通項目」につきましては、札幌市として推進すべき教育の観点から、全教科共通の調査研究項目として、「ふるさと札幌のよさを生かした、豊かな創造力を育む学習活動の推進」というものを設定しております。

札幌市で学び、育つ子どもが、札幌の豊かな自然環境、人的環境、文化的環境を生かしたさまざまな学習活動を通して、ふるさと札幌への思いや願いを心に抱きつつ、豊かな創造力を育む取り組みを推進するということは重要であり、「後

期計画」にも基本施策として位置づけていることから、共通項目という形で設定をいたしました。

それでは、表の中ほどですけれども、「具体項目」、そして、右側には「調査研究の具体的内容」というものを記載しておりますが、これらは、この各教科の特性に応じて具体的に設定をさせていただいております。

今ご覧いただいております国語ですと、最上部のところでは、「(1) 札幌らしさを生かした学習活動の推進」が「具体項目」になっており、「調査研究の具体的内容」は、「地域の自然環境・人的環境・文化的環境を生かした学習活動を通して、自分にとって身近な地域への関心を高めながら学ぶことが可能な内容となっているか」ということを示しております。これについて調査研究を行うということになるわけであります。

なお、「具体項目」につきましては、教科の特性により設定しているため、教科によって、その数というのは異なっているところであります。

次に、2の「教科別項目」をご覧ください。

これは、教科によって一つから三つまで、「教科別項目」を設定しております。「共通項目」と同様に、「後期計画」の基本施策を踏まえた上で、特に各教科の特性に応じて項目を設定いたしました。

それでは、次に、各教科、科目ごとの調査研究項目につきまして、「教科別項目」を中心に、概要ですが、順次説明をさせていただきます。

今ご覧いただいております国語であります。

国語では、「自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進」を「教科別項目」に設定し、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の各領域における課題探究的な学習が可能な内容になっているかということについて調査研究いたします。

次に、次のページの書写をご覧ください。

書写においても、国語と同様に「課題探究的な学習の推進」を「教科別項目」ということで設定しております。

続きまして、3ページの社会になります。

社会は、二つの「教科別項目」を設定いたしました。

一つ目の部分、特に具体的項目ですが、課題探究的な学習が可能な内容となっているか、基礎的な資料の中から社会事象の特色や意義を理解する学習活動が可能になっているか、その2点をまず一つの具体項目にしました。

それから、二つ目につきましては、「後期計画」の基本施策から、「共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進」を設定いたしまして、「具体項目」にありますとおり、「アイヌ民族」「子ども」等、人権を尊重する実践的な態度を育むことが可能な内容となっているかということについて調査研究をいたします。

続いて、4ページの地図であります。地図につきましては、地図というのは実際に社会科の学習の中で適宜資料として使用されるというものですので、「共通項目」は社会と基本的に共通するという事で特に設定をしておりません。

「教科別項目」のみ設定をし、特に具体的には、「学ぶ力」の育成を踏まえまして、「地域社会の社会的事象にかかわる教材の取扱い」及び「資料の取扱い」について調査研究をいたします。

続いて、5ページの算数であります。

算数につきましても、課題探究的な学習活動が可能な内容となっているかというところを設定するとともに、全国学力・学習状況調査の結果について、札幌の子どもの課題として分析をしたところ、実はこれは「数量関係」の内容なのですけれども、この部分につきましては新学習指導要領において新たな領域に移行しております。その内容が含まれているのが「変化と関係」及び「データの活用」ということになっておりますので、この二つの領域の取り扱いについて調査研究をいたします。

続きまして、6ページになりますが、理科であります。

理科では、二つの「教科別項目」を設定いたしました。

課題探究的な学習活動が可能な内容となっているかということを設定することと、それから、「後期計画」の施策に「科学的リテラシーの育成」ということを設定していることを踏まえまして、各単元で学習したことを特に日常生活に当てはめて考えることが可能な内容になっているかというところを中心に調査研究いたします。

それから、二つ目といたしましては、「後期計画」の基本施策から、「共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進」を設定いたしまして、自然を愛する心情を育むことや自然環境と人間との共生について考えることが可能な内容となっているかというところを主に調査研究いたします。

続きまして、7ページの生活であります。

こちらの生活につきましては、三つの「教科別項目」を設定いたしました。

まず、一つ目ですけれども、「学ぶ意欲の向上」につながる学習活動や課題探究的な学習活動が可能な内容になっているかというところについてであります。

それから、二つ目につきましては、「後期計画」から、「一貫性・連続性のある教育活動の充実」を設定いたしまして、特に幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る学習活動の取り扱いというところについて注目をしたいということです。

それから、三つ目につきましては、同じく「後期計画」から、「共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進」を設定いたしまして、自己肯定感を育む学習活動の取り扱いについて調査研究をしたいというふうになっております。

続きまして、音楽と図画工作で8ページと9ページです。

こちらは、ほぼ同じ設定という形になっておりますので、合わせて説明をさせていただきます。両方ご覧ください。

いずれも「教科別項目」について、二つ設定をしております。

一つ目の項目につきましては、この自ら学ぶ喜びをというところでありますが、表現、鑑賞、それぞれの領域の学習において課題探究的な学習活動が可能な内容となっているかというところでもあります。

それから、二つ目につきましては、「後期計画」から、「共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進」を設定いたしまして、豊かな人間性や社会性を育む学習活動の取り扱いというところについて、主に調査研究をしたいというふうに考えております。

続きまして、10ページの家庭になります。

家庭につきましては、二つの「教科別項目」を設定いたしました。

一つ目の項目につきましては、これまでとかなり重なってきますが、課題探究的な学習活動が可能な内容となっているかということです。

それから、二つ目の項目につきましては、「共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進」を設定し、特に家族や地域の人々とのかかわりというところについての取り扱いを調査研究いたしたいと思っております。

続きまして、11ページの保健になります。

保健では、二つの項目を設定いたしました。

一つ目につきましては、課題探究的な学習活動が可能な内容となっているかということに加えまして、基本的な生活習慣の確立や運動と健康との関連についての取り扱いについて調査研究をいたします。

二つ目については、「共に生きる喜び」の部分ですが、こちらにつきましては、命を大切にす指導の取り扱いについて調査研究をしたいと思っております。

続きまして、12ページであります。

「特別の教科 道徳」ですが、これにつきましては、二つの「教科別項目」を設定しております。

一つ目につきましては、学ぶ喜びの部分、課題探究的な学習活動及び体験を生かした学習活動の取り扱いについて調査研究をしたいということです。

それから、二つ目につきましては、「共に生きる喜び」の部分の設定ですが、自他の生命を尊重する心やともによりよく生きようとする思いを育む学習活動の取り扱いについて調査研究をいたします。

最後になりますが、13ページの外国語についてであります。

この外国語につきましては、今回新たにということではありますが、「話すこ

と・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の各領域における課題探究的な学習が可能な内容となっているかということです。

二つ目につきましては、「一貫性・連続性のある教育活動の充実」を設定いたしましたして、特に小学校3・4年生で行われてきた小学校の外国語活動、あるいは、その後の中学校の教科、外国語との関連を図った学習活動の取り扱いについて調査研究をしたいというふうに考えているところであります。

なお、ただいまご説明をいたしましたこの「教科別項目」ですけれども、あくまでも教科の特性を踏まえて設定したということですが、ただいまの説明で何度も出てきたとおり、課題探究的な学習、こちらについては、やはり札幌市の後期計画の「学ぶ力」の育成の中で、全教科推進をしているということから、結果として、どの教科においてもこの教科別項目が設定をされる形となったところであります。

私からの説明は、以上であります。

小学校用・高等学校用・特別支援教育用教科用図書に関する調査研究を選定審議会に諮問するため、この調査研究の基本方針について、また、中学校用の教科用図書については、本年度は採択替えを行わず、昨年度と同一の教科用図書を採択することにつきまして、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

かなり長い説明だったのですけれども、小学校の各教科の関係については後ほど伺いすることとして、ここではまず、教科用の図書採択全般、それから、調査研究の基本方針、札幌市として設定する調査研究項目の全般的なことについて、皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○阿部委員 4ページ目の社会の地図のところ、この教科だけ共通項目がないのですが、ちょっと素人的な感覚で言うと、この地図こそ、ふるさと札幌が地図の中で自分たちが札幌ってどこにあるかという特徴が特にわかる場所なのではないか、科目ではないかと思いましたが、そのあたりのことをお聞かせいただきたいというのが1点です。

また、今から2年後になりますので、相当数の児童の皆さんの手元にタブレット端末がある状況なのではないかと思ったときに、全体的にICTとの絡みの調査研究がなかなか見えてこなかったのも、そのあたりが、当たり前だからここにはないものなのか、それとも、2年後なのでまだまだそこまで調査をするべきことではないか、ちょっとお聞かせいただければと思いました。

○**学校教育部長** まず、地図のところですけども、基本的に社会科全体の中の共通項目で札幌らしさが入っているというところと、あわせて、地図のところの教科別項目の具体の(1)の調査研究の内容にある身近な地域への興味・関心を高めるといふことで、その身近というところで札幌というところを調査研究するといふことで入れ込んでおります。

○**阿部委員** 3ページ目から続いているということですね。

○**学校教育部長** そうですね。

それから、タブレットというか、ICTのところですね。

その辺については、特に教科書の調査研究項目というところで具体的にそこを見る形にはなってはいないのですが、全体的に教科書を活用していくところ、例えば、ICTというのは、プログラミング教育のあたりは、今度の新しい学習指導要領でそれを扱っていく、特に算数とか理科などのところで扱っていきます。そのあたりでは、この調査研究項目の中で、一定、どういう扱いになっているかを見ていくと同時に、北海道教育委員会で作成する採択参考資料に、そういった部分についても含まれてくるのではないかと捉えております。

○**阿部委員** そうすると、この中の具体的な調査研究について、ICTとの絡みがどうなっているかというところは特段の取り上げはしなくても、中に含まれているというような考え方ですね。

○**学校教育部長** そうですね。そのように押さえているところです。

○**長谷川教育長** 例えば、電子教科書などがありますけれども、それはほとんど横並びの状況なのではないでしょうか。

例えば、タブレット端末を子どもたちがみんな使うときに、この教科書を使うと電子教科書がちゃんとできていないので、そこで使えないということはないのですね。

○**学校教育部長** そうですね。

○**長谷川教育長** 今、副読本といいますか、参考図書についてもいろいろ用意されているという理解でよろしいでしょうか。

○**学校教育部長** その活用についてはそうですね。

○阿部委員 私の勝手な教科書とICTとの連携としては、例えば家庭というところがあったときに、教科書の絵づらでお米のとき方などが結構載っていたりすると思うのです。それは、家でリアルにやるということもできると思うのですが、事前に、では、お米ってどうとぐのといったときに、タブレット端末を使ってお米をとぐ動画が見られるとよいと思うのです。実際に教員の皆さんからの言葉と教科書の文字や絵づらだけではなくて、動く絵として見られると、実際の体験ではないけれども、子どもたちにリアルにその場面を見せられるという教育がこの先に必要となっていくのではないかと思ったときに、単純にデジタル上で、教科書と同じようにデジタル教科書として見るというよりも、そういったところに一歩進んでいく、2年後がどうなっているかまだ想像はできないのですが、そういったところはどうかと思ったのです。

そのあたりの教育委員会としての考え方といいますか、そこは今回は研究の大きなテーマにはなっていないけれども、そういうところも見えていきたいと思いますという考え方なのか、それとも、2年後はそこまではまだ進んでいないだろうという考え方なのか、その研究テーマによって、私たち教育委員会も教科書を採択するときの一つの指標にはなっていくと思うのです。

2年後にどういうふうな状況になるかというところを今の段階でどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○学校教育部長 実際に既に各学校でタブレットやPCなどを活用しておりますので、そのあたりは十分活用できるものを活用していく段階に入っているだろうということかと思います。

各項目の中で課題探究的な学習が入ってきています。まさに、課題探究的な学習を進めていくところのツールというところでICT機器は非常に有効に使えるということになりますので、各教科の中で課題探究的な学習を進めやすくするという観点で見えていくことになると、そのあたりの部分が観点としては入ってくるだろうということです。

例えば、今お話がありました生活のところでいくと、7ページの2の(2)のところ、課題探究的な学習活動の取り扱い、そして、具体的な活動や体験に基づいて云々という形があります。

ここのところの具体的な活動や体験に基づく場合に、テーマが今のよう形で、タブレットを使う、あるいは、実際に自分の家で行われているようなことが題材として使われているということになれば、それを家で見せてやりましょうというふうになってくると思います。今、それを映像で撮ってきて学校の中で見せるということは可能なので、この課題探究的な学習の推進というところ

ろにそれをうまく入れ込んでいきたいというか、そういった観点で、この中ではそこも踏まえていきましょうというふうにはしていければと思っています。

○長谷川教育長 共通項目に挙げるまでは行っていないけれども、当然、そういったことも要素に入れながら調査研究していくということですね。

○阿部委員 わかりました。

○石井委員 今のことに関連して確認したいことがあったのですが、先ほどプログラミング教育のお話があったのですが、ツールとしてのICTとプログラミング教育は、全く別物だと私は思っていて、プログラミング教育に関しては、先ほどのお話だと、理科とか算数に係ってくるのではないかということだったのですが、具体的にどの教科に係ってくるかというのは、これから調査研究してわかってくるということですね。

○学校教育部長 そうですね。算数や理科というのは入ってきます。実際に、教科書について調査研究していく中で、算数、理科以外の教科で有効な使い方があればというふうに調査研究をしながら答申の中に挙げる形になろうかと思っています。

○石井委員 わかりました。ありがとうございます。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

○道尻委員 教えていただきたいのですが、小学校用教科用図書の調査研究の基本方針についてです。

発行者が作成する教科書編集趣意書と北海道教育委員会が作成する採択参考資料というものがあって、これらを参考として調査研究を行うということですが、その後の調査研究の観点というところを見ると、採択参考資料を基礎資料とすると書いてあります。教科書編集趣意書の位置づけといいますか、これがどういったもので、これは、今後、どの程度活用すべきなのかというか、活用されるべきものなのかということですか。

また、採択参考資料というのは、北海道教育委員会の採択基準に基づいて調査した結果が記載されているものなのかと理解しているのですが、それと、これからやろうとしている札幌市の調査研究においてそれがどういうふうな活用をなされるのか、基礎資料とすることの意味合いはどういうところにあるの

か、教えていただきたいと思います。

○**学校教育部長** まず、1点目の教科書編集趣意書については、教科書を編集する上で、発行者がどういう基本方針に基づいてその教科書をつくったのかというところを周知するということが、教科書発行者のほうでつくっているものです。それをもとにして、各教科書を調査研究することで、調査研究の場合の特徴を捉えやすいとか、そういう意味でこれを参考とするということですから、実際には、その内容自体を具現化したのが教科書ということなんです。

それから、採択参考資料のほうは、先ほど、別添のところでも道徳の部分でということも資料も配付していますが、北海道教育委員会のほうで、いわゆる大きな意味ですね、学習指導要領の内容に対してこの教科書がどういう状況であるのか、あるいは、実際の内容の構成でどういう特徴があって、特に、学習指導要領から必要だと思われる項目を仮にピックアップした場合に、そのことについて、分量はどのぐらい記述されているかなど、客観的な調査結果などが示されているものです。

ですから、札幌市として独自の研究項目を調査するときに、各教科書に当たるときに、この言葉が何ページ分あるかというのは、その採択参考資料を使うと、自分でカウントしなくてもよい形なので、参考に調査研究をすることになるということなんです。

それから、Aの基礎資料というところについては、札幌市で採択する場合についても、当然、新しい学習指導要領の内容を踏まえているのかということはそのベースになります。そこについて、あえて札幌市として別に調査研究をするのではなくて、道の採択参考資料で、そもそも採択基準の中でそれを参考にしなさいと法律でも決められているので、それをもって、その部分についてはいわゆる調査研究をしている形にするということなので、基礎資料というふうに、つまり、二重の調査研究が不要だということ、このように記載しています。

○**道庁委員** そうしますと、教科書編集趣意書につきましては、実際の教科書の見本を見ながら調査研究をしていくことになりますので、資料としてそんなに重きを置かないということで、この基礎資料の中には挙がっていないという理解でよろしいでしょうか。

○**学校教育部長** そうですね。調査研究を具体的に始めるときに、まず、その趣意書を確認して、それを踏まえて教科書を確認していく、そんな作業手順になるかと思います。

○道尻委員 わかりました。ありがとうございました。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 はい。それでは、個別のほうに入ってもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、各教科の質疑、審議に入ってまいりたいと思います。

まず、国語についてであります。種目として、国語と書写があります。同じ教科につきましては一括審議としたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 今後、それぞれの教科について伺っていきたいと思っているのですが、新学習指導要領において新たに求められている点を教えていただきたいということと、今回設定した調査項目との関係ということについて、まずお話しただければと思っています。

○船着義務教育担当係長 私から説明させていただきます。

国語科は、言語能力を育成する中心的な役割を担っている教科ですので、言語活動を通して資質・能力を育成するというのが、これまで以上に新しい学習指導要領では重視されているというところです。国語科の目標にも、新たに言語活動を通してという文言が加わっているところです。

国語科における言語活動というのは、例えば、おもちゃの作り方を説明する文章を書くとか、見学してわかったことをクラスの友達に報告する、友達の得意なことを家族に紹介するなどのように、日常生活に必要とされる記録や説明、報告、紹介など、そういった活動を指しております。これらの言語活動を通して、子どもが、目標や見通しを持って、主体的に課題を解決しながら学習をし、国語科で目指す資質・能力を育成するという課題探究的な学習を実現できると考えていることから、今回、調査研究項目に各領域の課題探究的な学習の取り扱いを位置づけているところです。

以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 国語、書写についてですが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、国語と書写につきましては、それぞれ提案どおりとさせていただきますと思います。

次に、社会についてです。

種目として、社会と地図がありますので、こちらについても一括で審議をしたいと思います。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 それでは、先ほどと同じように、学習指導要領との関係と、それから項目と、ご説明いただければと思います。

○牧野研修担当係長 では、私から説明をさせていただきます。

社会科は、公民的資質の基礎を養う教科となっております。

新学習指導要領におきましては、社会の形成に参画する態度でありますとか、持続可能な社会の構築を目指すことが主になってきております。そのために、主権者教育の充実や防災教育の充実が図られているところです。

調査研究項目にかかわりましては、共通項目の1の(2)の具体的内容といたしまして、未来の札幌の発展に参画する態度を育てる内容になっているかというところに反映をさせていただいております。

以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。

ちょっと抽象的な質問になるかもしれませんが、例えば、今お話しいただいたその社会参画という観点を重視したような教科書を選びたいという形になったときに、どのような教材が現場の先生にとっては使いやすいかというところ

ろをお話しいただければと思います。

○**牧野研修担当係長** 社会参画につきましては、例えば、4年生のごみの問題でありますとか、5年生の環境問題について、では、それを解決していくためには、自分はどのように社会に参画していくべきなのだろうか、小学校ですので、単純にただ参加しましょう、行動化ではなくて、知る、学ぶということをベースにしながら、よりよい社会を築いていくために何ができるのかということをお勉強できる教科書となっているかどうかというところが重要になってくると考えます。

○**佐藤委員** わかりました。ありがとうございます。

○**長谷川教育長** ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**長谷川教育長** これではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**長谷川教育長** それでは、社会、地図は双方とも提案どおりということで決定をさせていただきたいというふうに思います。

次に、算数についてです。

ご質問、ご意見等をよろしくお願いいたします。

また、同じくということですね。

○**佐藤委員** そうですね。また、こちらについてもお願いいたします。

○**高橋義務教育担当係長** 算数科は、私からお話しさせていただきます。

算数科は、主に大きく二つのところがポイントとなっているかと思えます。

一つ目は、今回の算数というところが、中学校の数学、それから、高校の数学Iのところまでつながった、小・中・高とつながっていくところの連続性のところをすごく重要視されております。

その大きな一つのところに、今回、具体項目のところに挙げさせていただきましたデータの活用という領域のところがあります。これまで数量関係という領域の中の資料の整理という部分だったのですが、それが一つの領域となりまして、

これが小学校、中学校、全部同じ文言で通ってきております。

これは、今後の社会において、統計というところが必須のツールになるということが予想されております。他教科の学習や生活にも大きくかかわってくるということが予想されておりますので、算数、それから数学、さらに高校の数学というところで、今回の改訂の中で非常に重要視されていたところであります。

ここの部分をあえて多面的にデータを見ていく力であったり、どのデータをより見ていくことが自分の目的に沿っているのかということ調査していくことが大事かと考えて、ここに設定しております。

もう一つは、今回、算数、数学というところがつながりもあるのですが、目標の中に、これまで算数的活動を通して学んでいくということが出てきたのですが、今回は全て数学的活動という言葉に変わってきております。

先ほどの小・中・高がつながっていくという部分ともう一つ、日常の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決したり、解決の過程や結果を振り返って考えたりする取り組みと、算数の学習場面から問題を見出したり、解決したり、解決の過程や結果を振り返って統合的、発展的に考えたりするという二つの問題発見、解決の過程がすごく大事にされております。

今の二つに関しましては、本市の課題探究的な学習と同様なものと捉えております。そこで、今回の算数のほうでも課題探究的な学習の取り扱いということをも具体項目の中に入れて、このあたりのところを調査研究項目として挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。

続けて、変化と関係領域とデータの活用領域というものの両者の違いみたいなものがうまくイメージできないのですけれども、ちょっとアドバイスいただけますか。

○高橋義務教育担当係長 変化と関係の領域というところは、今回の新しい学習指導要領では4年生から入った、4・5・6年生で出てきたものになります。

これが中学校になると、関数というところの領域につながっていくもので、学習内容といたしましては、割合とか、比例・反比例、それから、比であったり、百分率とか、そういったあたりがこの変化と関係というところになります。

このあたりは、これまでの全国学力・学習状況調査の中でも、全国の中で子どもたちが非常に困難を抱えていて、難しいと感じているところです。ここをあえて入れております。

データの活用というところにおきましては、例えば、3年生では棒グラフと

か、4年生だと折れ線グラフ、帯グラフや円グラフといったグラフを見るというところであったり、平均であったり、場合の数、小学校は場合の数、何通りというのを考えていくような学習になりますが、そのようなものがこのデータの活用という領域のところに入ってまいります。

この二つは、実は現行の学習指導要領では数量関係という一つの領域の中に含まれていたものなのですが、これがあえて二つの領域に分かれているというのが今回の学習指導要領では大きな特徴となっております。

○佐藤委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○道尻委員 今のご説明の最初のほうに小・中・高の連続性を重視するというお話が出てきたと思うのですが、今回、この具体的な項目に挙がっているところが、連続性を考えていく上で、調査研究の際に留意していけることで達成できるといいますか、それに近づいていけると理解してよろしいのでしょうか。

○高橋義務教育担当係長 小学校になりますので、この後、数学というところにつながっていくところのもととなる学習になってきます。ですから、単純に棒グラフの書き方や見方を捉えるだけではなく、この後、他の学習などに適用できるものであったり、日常の学習とつなげられるものであったりということに関連させるということが算数の中では非常に大事になってくるかと思えます。そういう視点で見たいと思っています。

特に、今のお話をしたところでは、学ぶ力の五つのポイントの中の3のところにあたります意味理解の伴った知識、技能というところにもすぐつながってるところでして、子どもたちが学んだことを使っていける、そういうもととなるところをこの算数の二つの具体項目のところから見ていきたいと考えております。

○道尻委員 わかりました。ありがとうございます。

○石井委員 確認したいのですが、先ほどのお話の中で、学力テストを見たときの札幌の子どもたちの課題として、算数だと数量関係があるというお話があったと思います。その数量関係というものが、今回、その変化と関係、あとはデータの活用というところにまたがっているということでしょうか。

○高橋義務教育担当係長 もともとその数量関係というところには、三つのところがありまして、この二つと式の意味とかというところがあったのですが、そ

れはまた違う領域に統合されることになっております。

これまでの全国学力・学習状況調査等の結果を見てみますと、その中でも、特にこの変化と関係のあたりの割合や百分率、そういったあたりに課題があるということがはっきりしておりますので、その課題のあるところを重点的に取り上げております。

○石井委員 わかりました。ありがとうございます。

○長谷川教育長 今お話のあった統計のデータの読み取り方とか、全国もそうですし、札幌市も子どもたちが割と苦手としているところだと思っておりますけれども、先ほど、社会のほうでも資料の取り扱いで統計データの見方とか、当然、算数だけではなくて、社会のほうでも同じように統計データをきちんと見られるようなことで、お互いに関連してきちんと指導していくということで、両方とも大事なことだということなので、我々は教科書を見ていけばよろしいのですね。

○山下義務教育担当係長 そのとおりです。

教科横断的に、例えば、理科でもグラフのところがかかわってきますし、そういうことは、結構、教科横断的にという部分に当たるということです。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、算数につきましても提案どおりということで決定をさせていただきたいと思っております。

続きまして、理科についてであります。

ご質問、ご意見等、よろしく願いをいたします。

○佐藤委員 理科につきましても、指導要領のところからお願いします。

○長谷川教育長 そうですね。学習指導要領の関係について、まずご説明いただければと思っております。

○鈴木企画担当係長 私からご説明させていただきます。

理科の学習指導要領では、理科の目標として、自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成することを旨と記されています。

具体的に、資質・能力とは、自然の事物・現象についての理解、それから、観察、実験などの基礎的な技能、及び、観察、実験などを通じた問題解決の力、自然を愛する心情や主体的に問題を解決しようとする態度、これらの資質を育むという内容になっております。

これらの資質・能力を育成するに当たって、子ども自らが課題を持ち、予想や仮説を立てて観察、実験を行い、その結果から考察する学習は非常に有効であると考えています。

今、ご説明させていただいた理科の学びというのは、先ほど来、話題になっております課題探究的な学習そのものを示しております。理科におきましても、この課題探究的な学習を通して、学習指導要領に示されている目標に迫ることが重要であると考え、このような項目を設定させていただいております。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

○佐藤委員 理科においては、恐らく、各社、課題探究的な形で教科書の内容というものを作り込んでくると思うのですが、例えば、特に使いやすい教科書あるいは教材の特徴を挙げるとすれば、どのようなものになりますか。

○鈴木企画担当係長 理科において、先ほど説明させていただいた学習の過程というのは、これまでも重要にされてきた部分ではあります。

それぞれ事物・現象と出会い、そこに自ら課題を持つという過程の中で、一人一人の物の捉え方というのはさまざまです。ですから、一つのものを見たときに、子どもがどういうふうにもそのものを捉えているのかなというような課題を持つまでの段階に子どもの多様な考えがあらわれているとか、実験の方法に、その子どもの考えたことを明らかにしようとする実験方法が位置づいているとか、それぞれの観察、実験が行われるまでの課題を持つという部分が実験の中では重要であると考えております。

また、その自分の立てた仮説、予想をもとに実験を行った結果に対して、もともと考えていたことと比べながらどうだったのかということを考えていくこと、及び、その先、結論を次の学びにつなげていこうとする子どもの考え、これら

が、一連の先ほどご説明させていただいた課題探究的な学習の中で重要であると考えております。

○佐藤委員 子どもの事前に持っている知識や立て得る仮説みたいなものがある程度予想されたような形でつくられている教科書が適切であるというような認識でよろしいでしょうか。

○鈴木企画担当係長 そうですね。今おっしゃっていただいたように、子どもの物事を捉えていくものが予想や仮説としてしっかりとあらわれている教科書がよろしいかと考えています。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、理科につきましては、提案どおりとさせていただきたいと思います。

続きまして、生活についてです。

こちらについても、学習指導要領とのかかわりも含めてご説明をいただきたいと思います。

○皆川企画担当係長 では、私から説明いたします。

生活科ですが、体験を重視して、子どもの思いや願いに基づいて学びが進んでいくという特徴を持った教科であり、その充実を図っていくことが新しい学習指導要領で定められているところです。

その観点で大きく二つありまして、まず、1点目として、活動や体験を実際に行うことは非常にいろいろな実践を積み重ねられていますが、その体験を学習のストーリーとしてどうつないでいくかが課題として挙げられているところです。

ですので、その部分に関しては、項目で言うと、課題探究的な学習が充実されれば、そこが解決されると思うので、その項目は関連していると考えておりま

す。

また、2点目は、幼児教育と中学年以降の学習との間をつなげるという縦のつながりと、各教科等における学習との関連を図るという横のつながり二つを踏まえることが一層明確に示されました。

中学年以降の学習との間をつなぐことや、各教科等における学習との関連を図るといったところに関しては、項目で言うと、課題探究的な学習の充実が図られれば、その辺もつながっていくのではないかと思いますので、ここと関連していると思います。

また、幼児教育とのつながりという意味では、3番の幼児期の教育との接続という項目が関連していると考えております。

○長谷川教育長 質問はありませんか。

○佐藤委員 生活科については、恐らくいろいろな見方、考え方があると思いますが、その中の一つとして、理科とのつながりという点において、例えば、札幌市における生活科の授業の中では、理科とのつながりをより念頭に置いた教科書のほうがよろしいか、必ずしもそうとは限られないかというところで何か教えていただけることがあればお願いいたします。

○皆川企画担当係長 まず、理科とのつながりを念頭に置かなくてはいけないという、そうではありません。また、内容的なつながりというよりは、考え方や見方でのつながりという意味ですので、そこを総体的に捉えていったつながりと考えていただいたほうがよいと思いました。

○佐藤委員 わかりました。

○長谷川教育長 今、幼児教育と生活科のつながりのお話をされていましたが、実際に教科書を見たときに、幼児教育と生活科がつながっているというのは、どういうイメージを持って教科書を見ればよいのか、その辺については何かありますか。

○皆川企画担当係長 いろいろなことがあると思いますが、教科書の冒頭の数ページにわたって、幼児教育からのつながりを示したようなページがあります。

そこにはどういった内容があらわれているかという、幼児期の特徴とえば、遊びを通して学んでいくということなので、遊びを通して学んできたことが振り返られるような内容であったり、写真や絵が示されていたり、あるいは、そ

これから生活科の学習でどんなことをしていったらよいのかを想起できるような資料が提供されていたりしますので、そういったところを見ていくことになると思います。

また、一つ一つの学習の単元についても同様に、学習とはいっても体験も重視していきますので、これから学習することが遊びや生活の中のどこと結びつくのかがわかりやすい資料になっているかというところがポイントになっていくのではないかと思います。

○長谷川教育長 そうだとすると、生活科に限らず、1年生の教科書とかになると、幼児教育からの引き継ぎが反映されているかどうかというところも見なければいけないということですね。

○皆川企画担当係長 生活科とつながっている、いわゆるスタートカリキュラムの部分に当たると考えております。

○阿部委員 生活の科目にだけ、4番のところで、自己肯定感を育むとなっております。生活と自己肯定感というのがどうリンクするのかと感ずるのですが、どのように判断したらよいかを教えてください。

○皆川企画担当係長 自己肯定感というのは、広い言葉なので、いろいろな説明があると思いますが、例えば、自分でやってみたい、知りたい、話したいといった情意的な部分、あるいは、気づいた、できた、わかったという能力的な部分、また、誰かとかかわって教えてもらえたとか、誰かに伝えることができた、ありがとうという関係的な側面から自己肯定感が高まると思います。

生活科での学習はどういったものかといったときにすごく重要なのは、外面的に考えるのがまだ得意ではないので、身近な大人や地域の人たちとかかわって何かできた経験は非常に大きな意味を持つと思います。

そういった意味で、生活科の学習と自己肯定感が結びついているのではないかと思います。

○阿部委員 そうなると、上に書かれている体験をするということが非常に重要なポイントになるということですね。体験したことで、いろいろな人とかかわって、それによって自分が気づいたことや学んだことが自己肯定感につながっていくのではないかという解釈でよろしいですか。

○皆川企画担当係長 そうですね。教科書の中で体験することはできないと思

いますが、どう体験とリンクすることができるのかが大事になるのではないかと
思っております。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、生活については、提案どおりとさせていただきます。

次に、音楽についてですが、こちらも学習指導要領とのかかわりも含めてご説明をお願いいたします。

○山下義務教育担当係長 大きく二つあると考えております。

一つは、音楽科は、技能を伴って音楽を表現していく教科であります。ただ教材に載っているからそれを歌うとか、リコーダーの曲が載っているからそれを演奏するというだけではなくて、そこでどういう表現をしたいか、どう人に伝えたいのかということをはっきりと明らかにして、その表現をするためにはどんな技能を身につけたらよいのか、どう技能を高めたらよいのかを主体的に求めていくことが重視されております。

今のお話で言うと、教科別項目の2番の表現、鑑賞における課題探究的な学習を推進できれば、ただ演奏するだけではなく、子どもが人に伝えたいという思いを持って演奏することにつながっていくと考えています。

もう一つは、日本の伝統音楽についてです。

中学校では和楽器が必修になっていますが、小学校にはそれが明記されておりません。ただ、今回の改訂で、和楽器については、これまでは五、六年のみにあった器楽の教材の例示が3年生からになっております。日本の伝統音楽が一層重視されているということです。

そういう意味で言うと、共通項目の2番の国際性を育む学習活動の取り扱いということで、低学年の遊び歌やわらべ歌、中学年以降の和楽器などの取り扱いがどのようになっているかを調査研究してまいりたいと思っております。

○長谷川教育長 いかがでしょうか。

○佐藤委員 感想ですが、和楽器が各教科書でどのように取り上げられているか、とても楽しみです。

○長谷川教育長 ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、音楽についても、提案どおりとさせていただきます。

次に、図画工作についてです。説明をお願いいたします。

○森岡企画担当係長 大きく三つあるかと思います。

子どもにとっては、図画工作で作品をつくったりする際に、表現することと鑑賞することが個人内では一体となっていて行われていることですが、教える側が意識して教えないと、鑑賞が少し足りなくなってしまうので、表現と鑑賞の取り組みを相互に関連させて行うことが1点強調されております。

そこを意識して、調査研究項目の中に、鑑賞にかかわる部分、共通項目の1の(1)もそうですし、(2)も鑑賞にかかわることですし、教科別項目の3番にも、表現及び鑑賞の活動において自分の思いなどを交流し合うような項目を入れさせていただきました。

それから、2点目ですが、生活を豊かにする技術や技術文化の理解を深める活動を充実させることが強調されております。

このことから、1番にあります札幌の文化的環境を生かした取り組みを活用できるような教科書ということでこの項目を入れさせていただきました。

そして、3点目ですが、図工技術の造形的な見方、考え方を働かせるということも強調されております。

造形的な見方、考え方というのは、色や形から連想されるイメージなどの感覚を活用して物事を見ていたり、それをもとに作品をつくっていくという考え方です。

このことから、教科別項目の2番の表現教育と鑑賞教育のところに、形やさわった感じなどをもとに、自分なりのあらし方を工夫する、その人なりのあらし方を理解するという課題探究的な学習活動の項目を入れさせていただきました。

○長谷川教育長 質問等はいかがでしょう。

○佐藤委員 おっしゃったことの確認です。

そうしますと、鑑賞の活動が今まで若干弱かったので、鑑賞の活動を促進するような内容を含んだ教科書がより適切であるという理解でよろしいでしょうか。

○森岡企画担当係長 全く行われていなかったわけではないですし、小学校では中学校以降のように単独で鑑賞を行うことがさほど強調されていないため、バランスとしては多少足りない部分はあったと思っております。

○阿部委員 共通項目のところの(2)の国際性のところで、諸外国の伝統や文化を理解して多様な価値観に触れるというところがありますが、具体的にどのようにそれぞれの教科書から多様な価値観に触れるというところがリンクするのか、どう考えたらよいのかを教えてくださいと思います。

○森岡企画担当係長 多様な価値観というのは、個人個人の感じ方や捉え方の違いに気づくよう、作品例などもあると思います。それから、ここの項目は、国際性を育むという項目に入れさせていただいておりますので、先ほど今回の学習指導要領では芸術文化に触れるところが強調されているという説明をしましたが、国や地域での表現の違い、具体的に言うと、小学校の場合、生活の身近にある美術作品、美術文化に触れるという内容の説明もあります。

そこから考えて例に挙げると、生活の中で使っている焼き物や食に関する食器類、折り紙などの紙工作や墨を使った作品も含めて、文化に触れる題材が含まれている教科書になるとよいと思います。国際性ではありませんが、多様な価値観という意味では、個人個人の表現の自由さやよさや美しさを感じ取れるような作品が載っていればよろしいかと思っております。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、図画工作については、提案どおりとさせていただきたいと思っております。

続きまして、家庭についてのご説明をお願いいたします。

○高梨研修担当係長 家庭科の学習対象は、家族や家庭、衣食住、消費生活や環境などに係る生活事象ということになります。そうした衣食住などに関する学習対象について、体験的な活動を通して生活をよりよくしようと工夫する質問力を含む教科書となっています。

しかしながら、今、家庭や地域の教育機能の低下等もいろいろ指摘されているところですが、家族の一員として協力することへの関心が増えること、また、家

族や地域の人々とかかわること、家庭での実践、社会に参画することが十分ではないことが現行の学習指導要領についての調査で課題として挙げられておりました。

そこで、今回の改訂では、家族や家庭生活に関する内容の充実が特に挙げられているところです。

それに関連して、今回の調査研究項目としては、教科別調査項目の3番目にあるように、家族や地域の人々のかかわりの取り扱いといった内容について、少子高齢社会の進展に対応して、幼児や低学年の児童、高齢者など異なる世代の人々とかかわりについて、子どもたちなりに具体的に見通しを持って学習を行うことが可能となっている内容になっているかを調査項目として挙げております。

○長谷川教育長 ありがとうございます。何かありますか。

○道尻委員 2番の日常生活の中から問題を見出してというところでは、家庭という教科の中で問題として取り上げられるもので想定している課題はどのようなものですか。先ほどのお話の中で、衣食住にかかわって、家庭だけにかかわらない社会的な生活とかそういった広いところもあるかと思いますが、どの辺のところを見ていけばよいのかということです。

日常生活の中の問題は広いと思いますが、どの辺がターゲットなのかを教えてください。

○高梨研修担当係長 日常生活の中から問題を見出すということについては、例えば、衣食住や消費生活、また、環境にかかる日常生活で、子どもたち自身がこれまで学んできた知識、技能、生活経験をもとに見詰めることを通して、足りないと感じることや、さらに、こうするとよくすることができるという工夫を考えることができるポイントに気づくというところが問題を見出すことになります。

例えば、調理の基礎の部分で、炒める調理という学習がありますが、朝食づくりを題材にすることが多いです。

その学習活動を例に挙げますと、まず初めに、毎日同じように食べている朝食という日常生活の中の営みに興味・関心を持たせます。ただ、なぜ朝食を食べるのかということについては、子どもたちは、食べてはいるけれども、深い理解を持って食べているわけではないということで、例えば、体温の上昇や1日のエネルギー補給等のデータをしっかり見せて朝食の必要性を理解させます。その上で、自分自身の朝食を改めて見詰め直したときに、栄養のバランスがとれていないとか、朝は食べる時間に余裕がないなどに気づいて、そこで問題を見出し

て、栄養のバランスがよい食事を短時間でつくるにはどんな工夫ができるかというところが課題になると押さえていただければと思います。

○道尻委員 家庭生活や食生活のところを一つの例にとっていただきましたが、家庭の中は、社会における消費者としての生活の中での問題点、気づき、自分としての行動を考えていくというところまで考えていってよろしいという理解でよいですか。

○高梨研修担当係長 はい。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、家庭についても提案どおりとさせていただきます。次に、保健についてです。こちらの説明をお願いいたします。

○岩田義務教育担当係長 ご説明申し上げます。

保健の領域についてですが、これまでは、概念や知識についてのみの内容が学習指導要領や解説に示されておりましたが、このたびの改訂を踏まえて、課題を見つけ、その解決に向けて思考し、判断するとともに、それらを表現することが育成を目指す資質能力として明確に示されました。まさしく課題探究的な学習そのものですが、これが新しい点の一つ目です。

二つ目に、運動と健康が密接に関連していることについて、具体的な考えを持てるようにすることというのが新たに盛り込まれております。

もう一つは、けがなどの簡単な手当て、あるいは、不安や悩みへ対処することについて、これまでは知識のみを学んでいたところですが、これのみならず、これらに適切に対処することを技能として位置づけたことがあります。これらを、適宜、具体項目や研究の具体的な内容に盛り込んでいるところです。

○長谷川教育長 ありがとうございます。質問はありませんか。

○佐藤委員 教科書別項目2の(3)に運動領域と保健領域を関連づけて学習するという記載がありますが、ここをもうちょっと具体的にご説明いただけますか。

○岩田義務教育担当係長 学習指導要領本体において、運動領域と保健領域との関連指導に留意することというのが新たに示されましたが、その例として、例えば、保健の学習で、運動は生涯を通じて骨や筋肉などを丈夫にする効果が期待されることについて学ぶことになっています。

これらを生かして、例えば、運動領域で飛んだり跳ねたりする動きなどを学ぶ体づくり運動というものがありますが、自分で継続的に取り組める、運動の内容を考えて試してみるなど、そういう運動習慣の確立のために、運動と健康との関連について、自分なりに具体的な考えを持てるようにするということを狙っていると考えております。

○佐藤委員 わかりました。これまでの札幌の子どもの体力の調査結果などを拝見しておりますと、(3)なんかは保健において非常に大事ではないかと思えます。実際に教科書を見てみないとわかりませんが、ここら辺を重視して見ていきたいと思えます。ありがとうございました。

○長谷川教育長 ほかにありませんか。

○阿部委員 この科目についての共通項目の札幌らしさというところですが、保健という科目から札幌らしさを見出すのは難しい部分があると思えます。

そこで、ポイントとして見ておく点などがあれば教えていただければと思えます。

○岩田義務教育担当係長 ここでは、主に環境に一番かかわると考えております。保健で捉える環境というのは、具体を申し上げますと、部屋の明るさを調整するとか、換気など身の回りの生活環境を整えるというところに関連すると思えます。ただその知識を学ぶだけではなくて、自らできることに気づき、それを実践する力を育むことを目指すという観点でいけば、健康の保持増進のためには、生活環境を整えることは必要です。

ひいては、札幌で目指している地球や札幌のよりよい環境を創造しようとするところを培うところにも関連づけることはできると考えております。

○阿部委員 ありがとうございました。

○長谷川教育長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、保健についても、提案どおりと決定させていただきます。

続きまして、特別な教科、道徳についてです。説明をお願いいたします。

○道佛児童生徒担当係長 特別の教科、道徳については、昨年度より新学習指導要領に先行して全面実施しております。

教科の目標については、道徳性を養うことであり、事業においては、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題として捉え、向き合い、考えを議論する道徳が求められており、今、各学校において実践を積み上げているところです。

そこで、調査研究項目として、教科別項目の2にありますように、探究的な学習活動の取り扱いとして、物事を多面的、多角的に考えるとともに、道徳的かつ自分とのかかわりについて考えを深める学習活動が可能になっていくか、また、体験活動を生かした学習活動の取り扱いとして、一人一人の考え方、感じ方を大切にしながら、道徳的価値の理解を深めたり、自己の生き方についての考えを深める学習活動が可能になっているかと設定させていただいております。

○長谷川教育長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、特別な教科、道徳については、提案どおりとさせていただきます。

最後に、来年度から新たに教科になる外国語についてです。こちらにつきましても、補足のご説明をお願いいたします。

○神林企画担当係長 学習指導要領では、コミュニティーを図る目的などに応じて、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことなどの言動活動を通して、コミュニティーを図る基礎的な資質能力を育成するということが示されています。

具体的には、三、四年生で行われている外国語活動における聞くこと、話すことが外国語では充実した内容となります。

また、中学校において、読むこと、書くことの内容が入りますが、その内容について、小学校高学年にふさわしい段階的な手だてをとりながら、本当に初歩的な内容を2年間かけてゆっくり学ぶことが学習指導要領で示されております。

これについては、調査研究項目の3の(1)にも関連していることです。

外国語における課題探究的な学習としては、伝えるなどの目的を持って、そのために習った英語表現を使って、どのような表現を使うと自分の気持ちや考えがよりよく相手に伝わるのかを考えることを課題探究的な学習と捉えております。

例えばですが、夏休みの思い出などを語るときに、どこどこに行ったというのを「I went to the Sapporo Dome」とingの「I'm enjoying baseball game」、札幌ドームに行って試合を見て楽しんだということのほかに、例えば、「I like Nakata Sho」とか、「He is my hero」のように、自分たちがこれまで習ってきた英語を使って、よりよく相手に夏休みの思い出を伝えるにはどのようにするとよいのかを考えることが外国語における課題探究的な学習と捉えております。

○長谷川教育長 ありがとうございます。何かありませんか。

○佐藤委員 感想めいたお話になってしまいましたが、今おっしゃったように、夏休みの経験を他人に伝えることができるというときに出了された例文は、中学校1年生ぐらいではないとできなさそうなイメージです。

今、小学校の3・4年生で使っている教材がありますが、そこと中学校1年生以降の教材をつなぐイメージの教科書を選ぶということになるわけですね。その中に入ってくることは、それが表現できそうなものですか。

今、過去形も出てきているし、いろいろな単語が出てきていると思いますが、そういうことが実現できるようなレベルの教科書とイメージしておけばよいですか。つまり、昔の中学校1年齢ぐらいのレベルかということです。

○神林企画担当係長 時期として前倒しということは確かにそうですが、学習内容の前倒しという意味では必ずしもそうではないです。話すこと、聞くことについては、3・4年生で十分になれ親しみながら、高学年では、例えば「I like」ということを一つとっても、「I like red」のように、赤色が好きだということに対して、高学年になると「I like running」と自分の趣味について語るとか、より抽象的な内容について、子どもたちに負担のない範囲で語彙も広がって、内容がより抽象化してくるということがあります。

ただ、読むこと、書くことについては、これまでの中学校英語は、最初の段階でアルファベットを読む、書く、単語についても読む、書く、ひいては文についても読み書きをし、文構造についても学習するなど、かなり短い間にいろいろな

ことを学習します。例えば、小学校だと、アルファベットの形などについては、書きはしませんので、見たりしながらなれ親しみ、それをもって初めて高学年で書いてみる、aの「エー」という読み方や発音など、そういうことを2年間かけてゆっくり学習することによって、パンフレットなどを見ますと、これは「コーヒー」と読むのかなど、大体的見当がつくという読む活動がイメージされます。

ですので、読み書きについては限定的な内容を2年間かけて学習します。そのような内容が調査項目として教科書を選定したいと考えております。

○佐藤委員 教科書会社各社は初めてのことなので、レベルがさまざま出てくると思っています。札幌市の子どもたちに、より適合した段階はどのあたりなのか、我々は不明な点もあると思いますので、今後ともアドバイスをいただければと思っています。

○長谷川教育長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 佐藤委員もおっしゃっていたように、初めてなので、外国語に対しては悩ましいところもあるかと思いますが、その都度、ご相談させていただきなから、進めていきたいと思っています。

外国語についても、提案どおりということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 ありがとうございます。

以上で、全教科について決定させていただきました。

議案第2号について、全体を通して何かありますか。

○阿部委員 それぞれの科目についてはこれでよいと思いますが、他教科ごとの連携で、ポイントとして見ておいた点があれば教えていただきたいと思っています。例えば、最後にお話しいただいた英語の場合だと、国際理解という言葉があって、ほかの科目でも、例えば音楽にも国際性というところが入っているので、私は科目を通り越しての連携を注視して見たりするところがあるので、そういうことがあれば教えていただければと思います。

○山下義務教育担当係長 今、阿部委員がおっしゃったように、振興基本計画

のふるさと札幌の部分にもつながりますが、国際的な視野でという部分が自立した札幌人の具体のキーワードにもなっておりまして、国語、英語は言語の面から、音楽、図画工作では芸術的な側面から国際性を養うということです。そういう部分では、教科横断的に国際理解教育に資する部分かと思います。ほかで言うと、既に一部で話題になっていますが、防災では、社会科や理科、人権教育の視点では社会または道徳という横のつながりが札幌の今の教育の方向性に合致していると思います。また、命を大切にするという部分では、理科、道徳にかかわってきていると思います。

この中には、今、札幌市の振興基本計画にあるようなものについては、教科横断的に見ることができるよう構成にしております。

○阿部委員 もう一つ、生活と家庭があります。実際に教科書を見ると、そういうことかと腑に落ちると思いますが、文字を見ているだけだと、生活と家庭がごっちゃになりがちで、どういう違いがあるのかというところについて二つを比較したときに、生活ではこういうところをポイントに置いて、家庭ではこういうところをポイントに見るとというのがもしあれば、教えていただければと思います。

全く別物だと思いますが、この字面を見る限りでは、ごっちゃになってしまいます。

○山下義務教育担当係長 生活は、先ほども話題になったように、幼児教育とのつながりということで、学習というのは遊びと体験が重視されて、その中で友達とのかかわりや地域の人、先生とかかわりながらということで、遊び、体験がベースになっています。家庭科は、5・6年生ですので、より思考できる発達の段階がありますので、身近な課題についてしっかりと考えたり捉え直して、解決策を見出したりということです。漠然とした遊びから身近な生活、日常の衣食住などから課題を見つけていくという違いが大きいと思います。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号については、提案どおりと決定いたしました。

ここで、休憩をとりたいと思います。

[休 憩]

○長谷川教育長 それでは、会議を再開いたします。

議案第3号についてですが、公開しないことといたしますので、傍聴の方がいれば退席してください。

〔傍聴者は退席〕

以下 非公開